

★医療保険の資格情報が確認できる資料の種類及び提出範囲

加入医療保険		添付書類	提出範囲	(参考:支給認定基準世帯員)
市町村国保	京都市 国保	医療保険の資格情報が確認できる資料※ ¹ の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入していれば添付不要	・患者本人分のみ ※患者本人が国保に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者分も必要	患者本人及び同じ市町村国保に加入している方全員 ※患者本人が国保に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者も含む
	京都市以外の 国保	医療保険の資格情報が確認できる資料※ ¹ の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項を全て記入し、かつ、患者本人及び同じ国保に加入している方全員分のマイナンバーの記入があれば添付不要	・患者本人及び同じ国保に加入している方全員分 ※患者本人が国保に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者分も必要	
後期高齢者 医療連合	後期 京都府 高齢	医療保険の資格情報が確認できる資料※ ¹ の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入していれば添付不要	・患者本人分のみ	患者本人と住民票が同じ世帯で、後期高齢者医療に加入している方全員
	京都府以外の 後期 高齢	医療保険の資格情報が確認できる資料※ ¹ の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項を全て記入し、かつ、患者本人及び住民票が同じ世帯で後期高齢者医療に加入している方全員分のマイナンバーの記入があれば添付不要	・患者本人及び住民票が同じ世帯で後期高齢者医療に加入している方全員分	
国民健康保険組合		医療保険の資格情報が確認できる資料※ ¹ の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項を全て記入し、かつ、患者本人及び同じ国保組合に加入している方全員分のマイナンバーの記入があれば添付不要	・患者本人及び同じ国保組合に加入している方全員分	患者本人及び同じ国保組合に加入している方全員
被用者保険		医療保険の資格情報が確認できる資料※ ¹ の写し ※申請書の「加入医療保険」欄に必要事項を全て記入し、かつ、患者本人及び被保険者のマイナンバーの記入があれば添付不要	・患者本人分及び被保険者分 ※患者本人の医療保険資格情報確認資料で被保険者名が確認できる場合は、被保険者分は添付不要	・患者本人が被保険者の場合 患者本人 ・患者本人以外が被保険者の場合 被保険者(ただし、被保険者が非課税の場合は、患者本人と被保険者)

※1 医療保険の資格情報が確認できる資料（以下のいずれか）

- ・マイナポータルの資格情報の画面又はデータを印字したもの
- ・資格確認書
- ・資格情報のお知らせ
- ・健康保険証（令和7年12月1日まで）

※ 上記の資料がない場合は、加入されている保険の種類がわかれば、マイナンバーカードか、個人番号通知書と身分証明書を提示いただき、本市のシステムを通じ、加入保険の資格情報確認を行うことは可能です。

ただし、窓口では確認に時間を要しますので、予め御了承ください。